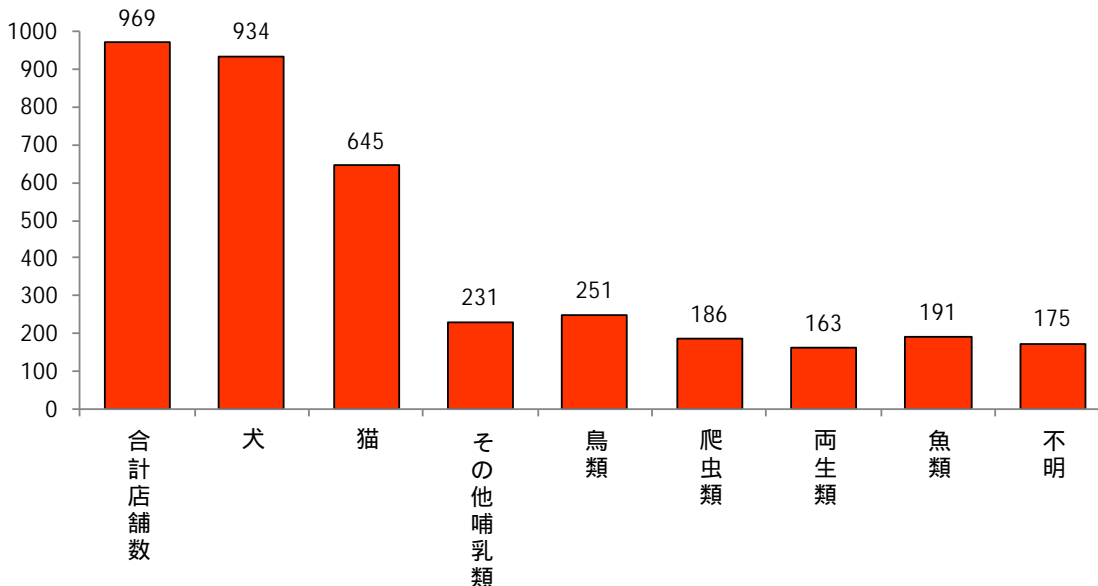


(参考資料)

## 【犬猫等販売業者関係】

動物販売業者によって取り扱われている動物種

n=621 不明回答 175 を含む



環境省調べ（平成 23 年：動物取扱業者へのアンケート調査結果）

### 繁殖業者数

現在は、登録時に繁殖を行っているかどうかを申請する形となっていないため、正確な数は把握出来ていないが、平成 24 年に環境省が行った自治体に対するアンケート調査によれば、繁殖業者数を把握している自治体（19 都道府県、7 政令市、19 中核市等）における繁殖業者の総数は 5,793。

ペット産業年鑑 2009 / 2010 年度（野生社）によれば、犬猫の繁殖を行っている販売業者は 1,783。

### 幼齢動物等に関する規制（改正法及び現行規制）

< 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号） >

（獣医師等との連携の確保）

第 22 条の 3 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管する犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

（終生飼養の確保）

第 22 条の 4 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

( 幼齢の犬又猫に係る販売等の制限 )

第 22 条の 5 犬猫等販売業者 ( 販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。 ) は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後 56 日を経過しないものについて、販売又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

法施行後 3 年間は 45 日、その後法律に定める日までの間は 49 日と読み替えて適用する。

< 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 ( 平成 18 年環境省令第 1 号 ) >

第 8 条 法第 21 条第 1 項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物 ( 哺乳類に属する動物に限る。 ) を販売に供すること。
- 二 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。
- 三 販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態 ( 下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかかなものに限る。 ) を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。
- 四 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又はねこの展示を行う場合には、午前 8 時から午後 8 時までの間において行うこと。

< 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目 ( 平成 18 年環境省告示第 20 号 ) >

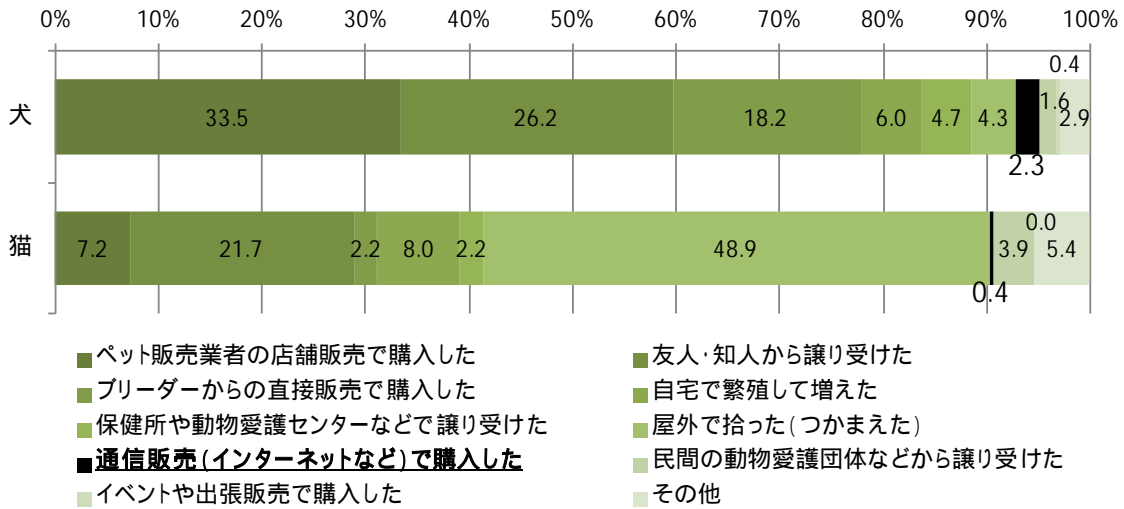
第 5 条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - ホ 幼齢な犬、ねこ等の社会化 ( その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。 ) を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
  - チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
  - ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合あつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。
  - ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。
- 二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。
  - イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあわせ業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。
  - ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
- ハ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

- ニ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
  - ホ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。
- 三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。
- イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。
  - ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
  - ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

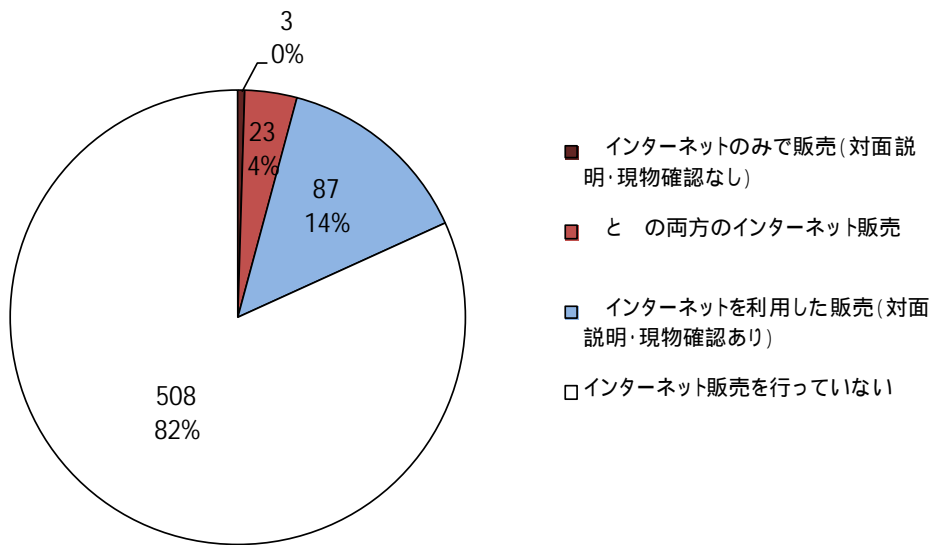
【現物確認・対面販売関係】

犬猫の入手経路（犬 n=516、猫 n=460）



環境省調べ（平成 23 年度：一般市民へのアンケート調査結果）

インターネット販売を行っている事業者数と割合（n=621）



インターネット販売による販売頭数（n=113）

	犬	猫	その他哺乳類	鳥類	爬虫類	計
インターネットのみで販売 (対面説明・現物確認なし)	558	129	2	350	1	1040
割合(%)	53.7	12.4	0.2	33.7	0.1	100
インターネットを利用した販売 (対面説明・現物確認あり)	3268	365	3	212	13	3861
割合(%)	84.6	9.5	0.1	5.5	0.3	100
計	3826	494	5	562	14	4901
割合(%)	78.1	10.1	0.1	11.5	0.3	100.0

環境省調べ（平成 23 年度：動物取扱業者へのアンケート調査結果）

### パブリック・コメントでの意見

(3) 対面販売・対面説明・現物確認の義務化		
意見の概要	意見の理由	件数
対面販売・対面説明・現物確認の義務化に賛成		59,786
対面説明・現物確認を義務化すべき (インターネットによる動物の売買を禁止すべき。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットでは買い主に対して、動物の特性や疾病等に関する事前説明や確認が不十分なため、ホームページに掲載したとしても、それを買い主が自ら読まなければ理解はしていないため。</li> <li>安易な購入を防ぐことで、買い主が動物を飼うことへの責任感を抱きやすくなるため</li> <li>ホームページ画面上と現物が異なるといった販売上のトラブルの原因になるため</li> <li>運送にかかる幼齢犬猫の負担が大きいため</li> <li>道義的に命あるものをワンクリックでやり取りすべきではない</li> <li>購入者との説明義務が果たせないため</li> <li>ホームページ上に習性や飼育方法の説明が掲載されていたとしても、購入者が読まなければ理解されたといえず、説明義務が果たされたといえない。</li> <li>運送にかかる幼齢犬猫の負担が大きいため</li> <li>適正な取引について管理・監視を行うことが難しいため</li> <li>道義的に命あるものをワンクリックでやり取りすべきではない</li> <li>インターネットにおける野生動物の販売は、原産国における生息地の破壊や、国内での外来生物問題を引き起こすおそれがあり、生態系保全の観点から禁止すべき。生命尊重の観点から、野生動物の乱消費となる安易な飼育を規制するべき。</li> <li>中間業者やペットショップにおける問題が多い。</li> <li>専門犬種の繁殖者など全国に数の少ない業者は、インターネットを利用しないと全国販売できない。</li> <li>画面をとおしてでは実際の大きさ、匂い、性格、素早さなどの細かい特徴はわからないため。</li> </ul>	
遵守させるための監視方法についても検討すべき。		
対象は哺乳類にすべき。	成長により取扱が大きく異なるため。	
爬虫類は除外すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会でも爬虫類等の議論は行われていない。入手経路のデータ等もなく、明らかに検討不足。</li> <li>爬虫類の場合専門店が少なく、通販・ネットの利用頻度が高い。</li> <li>爬虫類の場合、通販・ネットが利用できない場合購入が困難になる。</li> <li>爬虫類のブリーダーが直接販売する場合、種に応じたできるだけ適正な梱包・配送方法を考慮できるので、トラブルがすくない。</li> <li>繁殖個体の流通を妨げ、野生個体の乱獲につながる。</li> <li>ようやく根付き始めた健全な爬虫類飼育という趣味の発展の妨げになる。</li> <li>爬虫類は個体差が小さいため。</li> </ul>	
対象は犬猫に限るべき	犬猫はトラブルが多いと言われているため。また、小動物は北海道、九州、沖縄では取り扱っている店舗が少ないため。	
対象はワニガメ等の危険動物にすべき インターネットオークションの出品業者が動物取扱業の登録を受けているかどうかの確認が出来る制度とすべき	危険性の説明が必要。	

対面販売・対面説明・現物確認の義務化に反対		
意見の概要	意見の理由	件数
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方では、専門店がない・ほしい種類がないなど購入できない人も多いため。</li> <li>自分の住む町にはペットショップがない。</li> <li>ネット取引であっても、多くの写真を見て、メールや電話のやりとりを何度もしている。成長の様子も逐一報告を受けている。すべてを一律に規制すべきではない。</li> <li>遠方の顧客に対応することが困難。</li> <li>生体展示をしている場合の方が、動物に与える影響が大きい。</li> <li>ブロードバンドが発達し、大量の情報がやりとりできる時代に逆行している。</li> <li>ネットという手法の問題ではない。</li> <li>個体が生後3ヶ月未満であれば最低2週間ごとにホームページの写真を更新する。問い合わせに対しては48時間以内に撮影された画像を送る。このように義務づければ、ネット販売の問題点は改善できる。</li> <li>インターネットオークションのサイトでは取引終了後、販売者・購入者双方の評価をつけるシステムがあるため、購入者はリスクやトラブルは減らせる。また、動物取扱業者に課せられている義務(登録情報の掲示等)は遵守されている。</li> <li>対面しなくても適切な飼育指導等は可能。</li> <li>ブリーダーが新しい血を入れるためには、遠隔地から入手することが不可欠。</li> <li>子犬の両親等も把握しているのに、遠方で直接会えないという理由だけで買えなくなるのは納得いかない。逆に両親がわからなくてもペットショップで買えば良いという方が問題。</li> <li>繁殖者本人が直接ネットで販売する場合には、十分なトレーサビリティが確保されており、問題ない。</li> <li>現品が違う等のトラブルは、動愛法で規制すべき趣旨の問題ではない。</li> <li>個別記録の作成を義務づけて、その記録を販売時に購入者に渡すことで、必ず対面で販売しなくてはならない義務は課さなくても良いと考える。</li> <li>販売業者の知恵に勝るものは考えられず、法の出来次第ではザル法になる可能性が大きいから。</li> <li>インターネットで動物を購入する権利を国が規制するのは疑問。消費者には信頼できるブリーダーやショップ、好きな個体を選ぶ権利がある。</li> <li>ネット販売はトラブルが多いというのは偏見である。</li> <li>獣医師の健康診断証明書を添付することで、健康上のトラブルは避けられる。</li> <li>遠方で購入したあとに、購入者が自分で遠くまで移動させることのほうがトラブルが大きい</li> <li>ネット販売で主に生計を立てている業者の収入を圧迫し、生活が困難になる。特に田舎や島嶼などの業者など。</li> <li>動物版クーリング・オフ規定を制定すべき。</li> <li>現物確認義務化により、何度も動物を輸送する事態が増えるのではないかと。</li> <li>自分に合った動物を買う機会が失われ、飼育放棄が増えるのではないかと。</li> </ul>	136
対面販売義務化より、契約記載事項の強化・監視を行うべき。		
通信販売は認めるべき。	地方ではペットショップが少ないため。	
別にネット販売許可制度を設けるべきでは。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットの場合でも、動物の実態を十分確認できるところ、それを満たす要件を許可により確認すれば良いのではないかと。</li> <li>購入者が判断できる基準を策定し、申請・認可手続きを設けることで、現在問題あるネット販売者の淘汰につながるのと同時に、ネット取引の利便性が維持される。</li> </ul>	

現物確認・対面販売に係る現行規制

< 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 >

第8条 法第21条第1項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

五 販売業者にあつては、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあつては、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ホ 適切な給餌及び給水の方法

ヘ 適切な運動及び休養の方法

ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ル 性別の判定結果

ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

カ 生産地等

コ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

ク 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

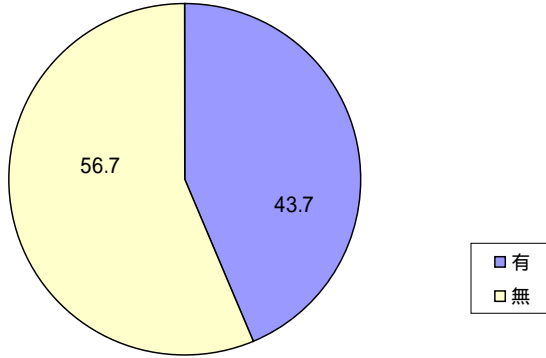
ケ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。）

ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

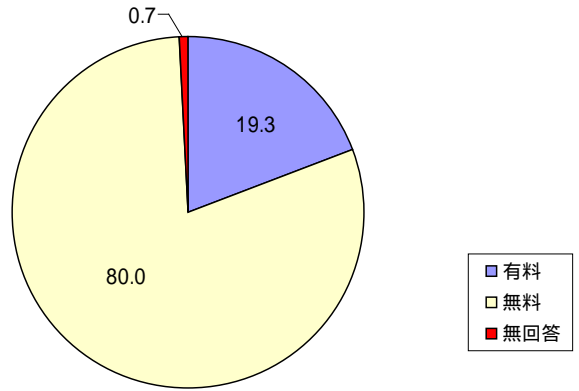
【第二種動物取扱業者関係】

都市公園における飼養実態（106自治体における131施設について）

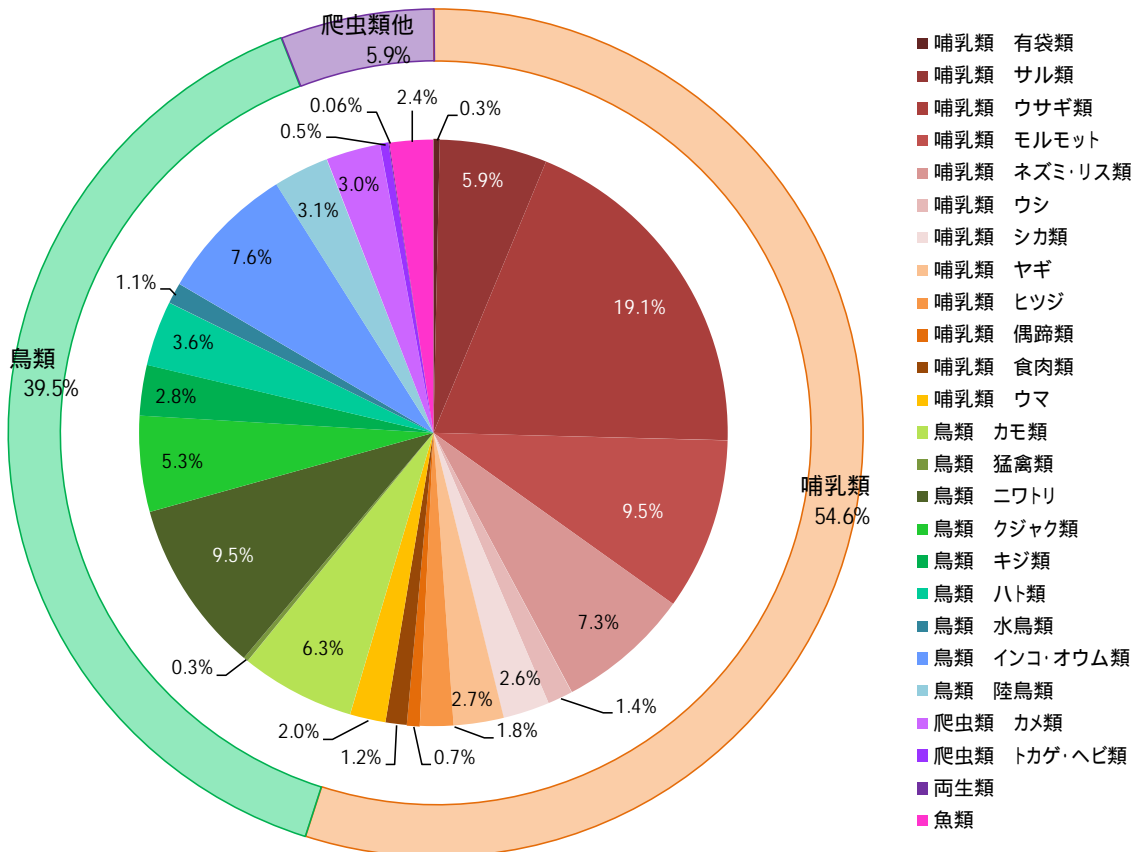
・取扱業登録の有無



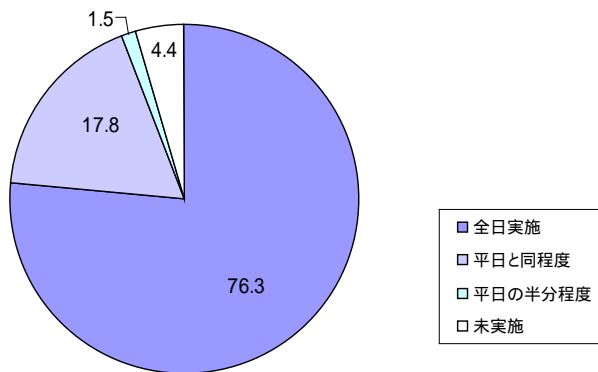
・施設利用料徴収の有無



・飼養動物割合

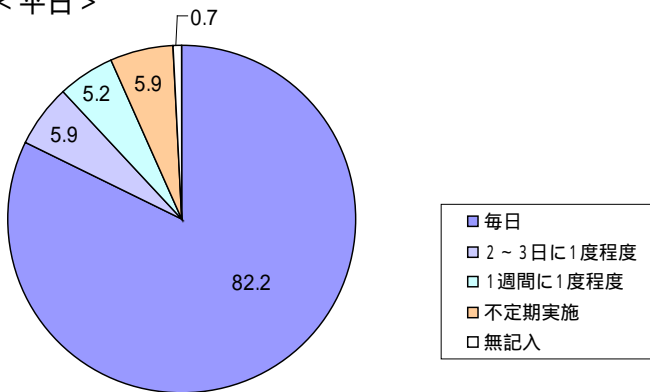


・ 給餌給水状況

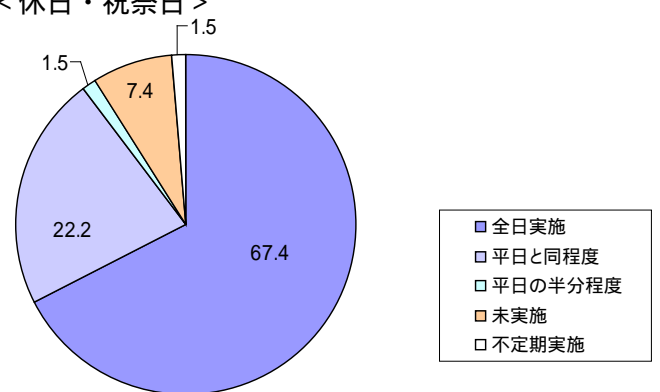


・ 清掃状況

< 平日 >



< 休日・祝祭日 >



環境省調べ（平成 22 年度：各自治体に対するアンケート調査結果）